

平成27年度定期監査（平成26年度後期分）措置事項報告書

指摘事項	措置状況
<p>1 臨時職員賃金について</p> <p>臨時職員の通勤手当の支出において、有給休暇の集計誤り等により、支給額を誤っているものが認められた。</p>	<p>通勤手当の支給額を誤って支給し、返戻が生じた原因につきましては、臨時職員（介護給付係）の賃金及び通勤手当の支払いに係る事務において、作成した書類の確認を十分行わなかったことによるものです。</p> <p>今回の通勤手当の返戻につきましては、再度出勤簿と有給休暇簿の確認を行い、当該臨時職員に確認し、通勤手当の返戻について説明した上で、平成27年4月17日に支給額を訂正し、返戻を行いました。</p> <p>今後につきましては、賃金計算を行う際に、出勤簿と有給休暇簿の確認を複数の職員で行うことで、確認を徹底し、再発防止に努めます。</p> <p>（長寿介護課）</p> <p>勤務日数の誤りに伴う賃金や交通費の支払いの過不足が生じた原因につきましては、保育所職員の賃金及び通勤手当の支出に係る事務において、十分な確認を行うことができなかったこ</p>

とによるものであります。

出勤簿を再度確認して、6月15日に追加分の支払いを行いました。

また、臨時職員の事務手続きにつきましては現在、2名の職員によるチェックを行っておりますが、今後につきましては伝票の起票前、明細発行時などに2回以上、誤りの多い箇所を確認し、誤りの防止に努めます。

(子育て支援課)

## 2 非常勤特別職の報酬について

非常勤特別職の報酬の支出において、勤務日数の集計誤りにより、支給額を誤っているものが認められた。

勤務日数の誤りに伴う報酬の支払いの過不足が生じた原因につきましては、保育所の非常勤特別職の報酬の支出に係る事務において、十分な確認を行うことができなかったことによるものであります。

出勤簿を再度確認して、6月15日に追加分の支払いを行いました。

また、非常勤特別職の事務手続きにつきましては現在、2名の職員によるチェックを行っておりますが、今後につきましては伝票の起票前、明細発行時などに2回以上、誤りの多い箇所

<p>3 非常勤特別職の費用弁償について</p> <p>非常勤特別職の費用弁償の支出において、支給処理の誤り等により、支給額を誤っているものが認められた。</p>	<p>を確認し、誤りの防止に努めます。</p> <p>(子育て支援課)</p> <p>交通費の支払いの過不足が生じた原因につきましては、保育所の非常勤特別職の費用弁償の支出に係る事務において、十分な確認を行うことができなかったことによるものであります。</p> <p>出勤簿を再度確認して、6月15日の交通費の支払いで調整を行いました。</p> <p>また、非常勤特別職の事務手続きにつきましては現在、2名の職員によるチェックを行っておりますが、今後につきましては伝票の起票前、明細発行時などに2回以上、誤りの多い箇所を確認し、誤りの防止に努めます</p> <p>(子育て支援課)</p> <p>交通指導員の費用弁償については、登下校の立哨活動に関するものは自宅から近いため支給していませんが、交通安全教室など、自宅から活動場所までの距離が2キロメートル以上離れている場合に支給しています。</p>
---	---

未支給となっていた費用弁償につきましては、平成27年5月11日に支給いたしました。

この度、担当者の処理漏れにより未支給となってしまった訳ですが、今後は、担当者一人に業務を任せるのではなく、サポート職員を配置し、リーダー職員による業務管理を徹底するなど、組織として再発防止に努めます。

(交通防災課)

費用弁償の支給額の誤りが生じた原因につきましては、非常勤特別職の通勤に要する経費と出張による日当及び鉄道賃等の支給処理の際に、出張命令票の確認を十分に行うことができなかったことによるものであります。

今回の支給額の誤りにつきましては、再度、出勤簿と出張命令票との確認を行ったうえで、5月12日に適正な処理を行いました。

今後につきましては、複数の職員により十分な確認を行い、再発防止に努めます。

(社会教育課)